

政権公約に対する全国市長会要請

平成 21 年 7 月 9 日
全 国 市 長 会

真の地方分権を確立するためには、事務事業の再配分、国等の関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小を行う「地方の自立に繋がる行政面での分権改革」と、税源移譲の推進、地方交付税制度の再構築、国庫補助負担金等の廃止等の「住民自治を可能とする地方税財政制度の構築」を断行し、住民が自らの意思によって地域の行政を決定できる仕組みを実現しなければなりません。

全国市長会においては、こうした観点から本年 6 月 3 日の総会において「地方分権改革の推進に関する決議」や「都市税財源の充実強化に関する決議」等を行っております。

については、真の地方分権改革を実現するために必要不可欠な次の 10 の主要項目を、貴政党の政権公約（マニフェスト）に盛り込み、実行していただくよう強く要請します。

1 都市自治における自治立法権・自治行政権の確立

(1) 都市自治体への権限移譲の推進

「基礎自治体優先の原則」・「補完性・近接性の原理」に基づき、国や都道府県から総合行政主体としての都市自治体へ包括的に権限を移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源と人材を確保すること。

(2) 都市自治の主体性の充実・強化

都市自治体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止することを原則とし、少なくともその全部・一部を条例に委任するか、条例による補正の許容（上書き権）を認めること。

(3) 国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡素・効率化

国と地方の二重行政を解消するため、都市自治体の意見を反映した国の出先機関の廃止縮小を早急に具体化すること。

(4) 地方分権改革推進のための法的枠組みの確立

- 地方関連事項について政府と地方の代表者が対等の立場で協議し、地方の意見を政府の政策立案・執行に反映させるため、法律に根拠を有する「(仮) 地方行財政会議」を実現すること。
- 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、都市自治体の意見を尊重した「地方分権改革推進計画」を早期に作成するとともに、速やかに「新分権一括法 (仮称)」を国会へ提出すること。

2 都市税財源の充実強化による自治財政権の確立

(1) 地方交付税の復元・増額の継続

- 固定化された地方歳出水準を見直し、増大する都市財政需要を地方財政計画等へ適切に反映させ、地方交付税の復元・増額を継続することにより、財源調整・財源保障機能を回復・強化すること。
- 国税5税の法定率を引き上げるとともに、地方の固有財源である地方交付税を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(2) 国と地方の税源配分、当面5：5の実現

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、国・地方の税源配分「5：5」の実現を図るとともに、地方消費税の拡充により、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築すること。

(3) 地方の自由度を高める国庫補助負担金等の改革

地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国と地方の役割分担を明確化し、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税の復元・増額と一体として、国庫補助負担金を廃止・一般財源化し、その総件数を縮小すること。

(4) 国直轄事業負担金・都道府県事業負担金の抜本的見直し

直轄事業負担金等については、維持管理負担金を即時廃止し、建設事業負担金については負担対象範囲の適正化と手続きの透明化を図るとともに、国・県・市町村の役割分担を明確化し、最終的には当該制度を廃止すること。

3 地方消費税の拡充

福祉・医療・教育・消防など市民生活に直結する行政サービスに係る総合行政主体としての都市の財政需要の急増と多様化に対応するため、税源の偏在が少なく税収が安定している普通税としての地方消費税を拡充すること。

4 医療保険制度の一本化

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。